

平成30年 第10回占冠村農業委員会総会議事録

開催日時 平成30年12月20日(木) 開会 午後1時30分  
閉会 午後2時40分

開催場所 占冠村総合センター 2階 相談室

出席委員 会長 安田 堅吾 1番 鈴木 雅士 4番 江頭 謙一郎  
5番 堀井 京子 6番 水野 利行

欠席委員 2番 熊崎 一弘 3番 山本 敬介

事務局 事務局長 平岡 卓 係長 杉岡 裕二

議事日程 日程第1 会議録署名委員の指名について  
日程第2 会期の決定について  
日程第3 行政報告について  
日程第4 議案第1号 農用地利用集積計画の決定について

## 平成30年 第10回占冠村農業委員会総会議事録

事務局 それではただ今より、平成30年第10回占冠村農業委員会総会を開催いたします。本日の欠席の通知を受けている委員は、2番熊崎委員、3番山本委員の2名です、したがって在任委員の過半数以上の委員が出席しておりますので占冠村農業委員会会議規則第6条の規定により本会議は成立いたします。

本日の議事日程について、説明いたします。

本日の議事日程は、議案書のとおり4日程です。

本日の議案事項は1件です。

日程については以上です。

それでは議事進行については、占冠村農業委員会会議規則第4条の規定により、安田会長に進めていただきます。

議長 ただ今の出席委員は5名であります。定足数に達しておりますので、これより平成30年第10回占冠村農業委員会総会を開催いたします。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は会議規則第13条の規定により議長において、1番 鈴木雅士君、4番 江頭 謙一郎君を指名いたします。

日程第2 会期の決定についてお諮りいたします。

本日の総会の会期は本日1日間としたいが、これにご異議ございませんか。

委員 (異議なし)

議長 異議なしと認めます。よって本総会の会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3 行政報告について事務局よりいたさせます。

事務局 (読み上げて報告)

補足させていただきます。村の定例会について、農業委員会関係は特にございませんでした。アグリパートナー協議会理事会ですが、報告事項として今年のサマーフェスティバル、オータムフェスティバルについて、協議会の収支決算の見込みの報告がありました。協議事項としては、平成31年の事業に関して審議が行われまして、農協で開催しているアグリパートナー事業との一本化の話が再度出されております。農協側の事業では相談員を3名設置し、年3回イベントを開催しており、農業委員会側のイベントより成果をあげている状況です。上富良野町、中富良野町、富良野市では協議会を設けており、それぞれ農協から補助金が支出されていることから、その部分の補助金を削減したいことと農業委員会側の相談員についても吸収をしたいということが農協側の考えであるとのことでした。各理事から意見が出されておまして、一本化の話が出ているが農協が中心となるのではなくて、双方が関わりをもつ別組織を立ち上げて運営することはできないか、今後組合員以外も増えてくる要素もあるので組合員以外の取り扱いに

関しても考えていく必要がある、一本化は拙速ではないか、協力可能な部分は協力しつつ現状のままで良いのではないかと、本協議会は長い歴史がある、目的は一緒であるのでお互いの案を出し合って協力しあいながら取り組めば良いのではないかと、お互いの事業のすり合わせもない中で農協側から建設的な意見が出されないまま、お金の話だけ出されているのは残念である、地元の農業委員会の声を確認したほうが良いといった意見が出されており、この場でお話させていただきました。現状2～3回行っているイベントの回数も減らさず、次年度は従来どおりの取り組みで双方協議を行っていく方が良いと協議会内では話がありましたが、地元の農業委員としての皆様の意見をいただければと思います。

- 議長 　ただ今の報告について、質疑等はありませんか。
- 事務局 　農協がやめて農業委員会側に入るといことですか。
- 議長 　農協のアグリパートナーに吸収されるということですか。
- 事務局 　農協の組合員以外は冷遇されるのではないかと懸念があります。
- 議長 　一本化したいという農協側の意図はなんでしょうか。
- 事務局 　先程もふれましたが、  
の補助金を無くしたいということです。それと我々の協議会で抱えている相談員へ支払している事務的経費を農協の方に吸収したいということです。
- 議長 　一本化されると全体のイベント回数自体は少なくなることが予想されます。一本化せずに複数の枠で回数があった方が良くと思います。
- 事務局 　行政で行うイベントと農協で行うイベントでは内容もかなり違います。参加者も機会が増えるわけですから、現状で良いのではないのでしょうか。農協も単純に経費削減だけが意図だけではないとは思いますが。
- 議長 　皆様から出された意見については村の農業委員会の意見として富良野地方の協議会の方に意見反映していきます。
- 議長 　他にありませんか。
- 委員 　(なし)
- 議長 　それでは次の議事に移ります。日程第4　議案第1号　農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。事務局より説明いただきます。
- 事務局 　議案第1号　農用地利用集積計画の決定について  
受付番号1　(読み上げて提案)  
継続案件です。
- 議長 　これより審議に入ります。質疑ありませんか。
- 事務局 　1年間というのはから提示されているのですか。

事務局 そのとおりです。

議長 この案件については何度か意見もいただいています。具体的な計画や国の補助金等の兼合いの中で、3年以上、5年以上の長期賃貸に関する補助金も絡んできているところも多々あるので、農業委員会としても長期賃貸になるように働きかければと思います。

他にございませんか。

委員 (なし)

議長 では、挙手による採決を行います。本件に賛成の方は挙手をお願いします。

委員 (賛成多数)

議長 賛成多数で本件は原案のとおり決定されました。

議長 本総会に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。

その他で何かありませんか。

事務局 先月の第9回総会の案件にありました[ ]の現況証明の関係で、前回の委員会で[ ]の意見も確認できればとありましたので、[ ]から説明いただければと思います。

[ ] 前回の農業委員会の後、私から[ ]に話を聞きました。心配していた住宅、それ以外[ ]を売る気はないと仰っていました。現況証明を出して、地目変更して、自分の必要なところを残した後で売るつもりようです。

事務局 [ ]から事務局の方に連絡いただきましたので、売却の窓口となっている財務担当の方に話を伝えました。財務担当から[ ]に確認したところ、同じ内容の回答がありました。そうなりますと分筆の必要がありますが、雪解けを待つて来年の春に分筆する旨、[ ]からお話いただいております。雪解け後に財務担当、私達も入りまして必要な手続きを進めていきたいと考えております。

[ ] 現在、[ ]は誰も入っていませんが、賃借になっていると聞いています。そのため、売却することはできないみたいです。

[ ] 私が聞いた話だと、村が購入したいから現況証明を出してほしい、住宅も出ていく可能性があるという話で捉えていた。[ ]の説明と村の説明で食い違っていることがあるように感じます。

事務局 この間、財務担当と[ ]との間に入って、現況証明含めて話を聞いてきました。3箇年で村が売買契約を交わしていきたいということで[ ]にも了解をいただいております。今回3年目にあたるわけで、[ ]の裏の土地の現況証明を出してもらおうということで聞いておりました。[ ]にも今回の

土地に関しては1筆ということになるとお伝えしていたのですが、分筆に関する情報は聞きしておりませんでした。売買については財務担当がすすめておりますので、1筆分全て現況証明を出して村に売却するという認識でいました。■■■■に確認いただいた情報と照らし合わせますと確認不足の部分もあったと思います。

■■■■ 分筆する前に現況を出して問題ないのではないのでしょうか。

事務局 問題ないと考えます。ただし、皆様に1筆全てで問題ないかということ判断していただく必要がございます。

■■■■ ■■■■としては現況証明の後で分筆する予定だったということですね。

事務局 そうだと思います。

■■■■ 前回の農業委員会で■■■■の話がわかれば、保留にはならなかったのではないのでしょうか。

事務局 ■■■■のおっしゃられるとおり、結果的にはそのような状況となっております。こちらで確認不足だった部分につきましてはお詫び申し上げます。

■■■■ ■■■■も住宅に係る部分が入っているという感覚がなかったのではないのでしょうか。

事務局 ■■■■が住んでいる住宅は分筆されている一角となっております、その周りが畑となっております。■■■■から車庫、庭先、花壇が入っているという指摘がありまして、そこも売却してしまっても良いと考えているか確認が必要であるという話になりました。

■■■■ 現況証明を出すことは問題ないと思います。反対に車庫が建っている、木が植えられているといった場所を農業委員会として農地のままで良いと判断して良いかと思います。それであれば、全て現況証明を出して残す部分を本人が分筆すれば良いのではないのでしょうか。

事務局 色々な方法が考えられるので、あちらで判断してもらう必要があるとは思いますが。ただし、■■■■にご指摘いただきましたとおり、建物が建っている、木が植えられている場所は農地と判断されれば、農地法上では現状復旧とはなってしまいます。先に分筆となった場合、数年後に現況証明となるとまた協議となってしまいます。我々も法律と照らし合わせながら、こういったケースであればこういう手続きが必要であると情報提供できればと思っています。

■■■■ その上であちらの判断にしてもらえば良いと思います。

■■■■ ■■■■はそのような考え方ではなかったのでしょうか。

事務局 財務担当が直接やり取りしているので不明な部分もあります。こちらで確認した話では財務担当の判断としては1筆でなければ、購入しないという認識でいたと聞いております。そのため、こちらでも1筆で現況証明と考えておりました。分筆となりますと費用がかかります。村としても分筆費用の予算は考えておられ

るので、1筆で購入する予定であると財務担当に確認しております。

自分のほしい場所を残して、残りを村に売りたいということであれば、分筆費用は自分で出すということになるのが普通ではないでしょうか。

と誤解のないように協議していただければと思います。

議 長 その他で何かありませんか。

事務局 綱紀肅正ということで、通知がありましたのでお目通しいただければと思います。

議 長 その他で何かありませんか。

委 員 (なし)

これにて、平成30年第10回占冠村農業委員会総会を終了いたします。

ご苦労様でした。

上記は会議の顛末を記載して相違ない証として署名する。

平成 年 月 日

議 長

2 番

3 番